



令和 7 年度

**河内長野市立学校に
対する指導・助言事項**

河内長野市教育委員会

目 次

◆第1章 確かな学力の定着と学びの深化 ―4

重点1. 学習指導要領の確実な実施----- 5

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現
- (2) カリキュラム・マネジメントの充実
- (3) 指導と評価の一体化の充実
- (4) 総合的な学習の時間
- (5) 国旗・国歌の指導
- (6) 現代社会の諸課題

重点2. 学力向上の取組みの充実----- 7

- (1) 一人ひとりの学力を伸ばすための検証・改善
- (2) 日常的な授業改善
- (3) 言語能力の育成
- (4) 情報活用能力の育成
- (5) ICT活用による学びの充実

重点3. 確かな学力をはぐくみ感性を豊かにする読書活動の充実 ----- 10

- (1) 学校図書館を活用した学習
- (2) 読書への興味・関心を高める工夫
- (3) 学校図書館活用のための環境整備
- (4) 読書活動の充実に向けての連携

重点4. グローバル社会における英語力の育成 ----- 12

- (1) 言語や文化に対する理解
- (2) 授業における言語活動の工夫
- (3) 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導
- (4) 身に付けた英語力を発揮する機会の創出
- (5) 組織的な英語教育の推進

重点5. 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実 ----- 14

- (1) 通級による指導の充実
- (2) 通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実
- (3) 日本語指導が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備
- (4) 校種間の円滑な接続と指導体制の充実

重点6. 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進 ----- 16

- (1) 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進
- (2) 交流及び共同学習の充実
- (3) 障がいのある児童・生徒の教育課程の編成
- (4) 校内支援体制の充実

- (5) 就学相談・支援の充実

- (6) 合理的配慮についての適切な対応

- (7) 早期から切れ目のない支援体制の構築

- (8) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

- (9) 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実

- (10) 教職員の資質向上

- (11) 支援学校のセンター的機能の活用

◆第2章 豊かな心と健やかな体の育成 --- 20

重点7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実 ----- 21

- (1) 人権教育の充実

- (2) 人権教育の一環としての同和教育の推進

- (3) 道徳教育の充実

- (4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (5) 多文化共生教育の推進

- (6) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

- (7) 平和教育の推進

- (8) 福祉・ボランティア教育の推進

- (9) 人権侵害事象等に対する対応

- (10) 「こころの再生」府民運動

- (11) 教職員人権研修ハンドブックの活用

- (12) 大阪人権博物館(リバティおおさか)の活用

重点8. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進 ----- 25

- (1) 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性の伸長を支える取組みの推進

- (2) 不登校への取組み

- (3) いじめへの取組み

- (4) インターネット、SNS上のトラブルへの取組み

- (5) ヤングケアラーへの取組み

- (6) 暴力行為等への取組み

重点9. 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり ----- 29

- (1) 相談体制の充実、自ら相談する力の育成

- (2) 児童虐待への対応

- (3) 個人情報の適正な取扱い

重点10. 体力づくりの推進と体育活動中の事故防止等の取組み ----- 31

(1) 体力づくりの推進 (2) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底 (3) 武道における安全指導	(3) スクールロイヤーについて (4) 多職種連携について (5) 関係機関について
重点 11. 健康教育の充実 ----- 33	重点 16. 教育コミュニティづくりの推進 --- 45
(1) 食物アレルギー事故防止の徹底 (2) 学校給食における衛生管理の徹底 (3) 食育の推進 (4) 学校保健計画の策定 (5) 生活習慣の確立 (6) がん教育の推進 (7) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実 (8) 心の健康に関する指導の充実 (9) 感染症予防の取組み (10) 性に関する指導の充実 (11) AED使用を含めた心肺蘇生実施体制の整備 (12) 学校保健委員会の開催	(1) 教育コミュニティづくりの活性化 (2) 学校運営協議会の充実 (3) 地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実
◆第 3 章 将来を見すえた自主性・自立性の育成 -----37	◆第 5 章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり -----46
重点 13. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進----- 38	重点 17. 働き方改革 ----- 47
(1) キャリア教育・進路指導の充実 (2) 障がいのある生徒の進路指導の充実 (3) 日本語指導が必要な児童・生徒の進路指導の充実〔一部再掲〕 (4) 奨学金制度等の周知・活用	(1) 在校等時間管理について (2) 部活動の取組み (3) 教育的意義や教育的価値を達成する学校行事の実施 (4) 休憩時間について (5) 労働安全衛生体制の充実
重点 14. 社会とつながる学習活動の推進 --- 40	重点 18. 教職員の資質・能力の向上 ----- 49
(1) 探究的な学習の充実 (2) 主体的に社会に参画する力を育む指導の充実 (3) 体験活動の充実 (4) 「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」の活用 (5) 環境教育の充実 (6) 小学生すくすくウォッチ「わくわく問題」の活用	(1) 教職員の豊かな人間性 (2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり (3) 若手教職員の育成 (4) 研修成果の還元 (5) 研修の計画的な実施 (6) 教職員全体の指導力向上 (7) 女性教職員の登用 (8) 評価基準をふまえた適正な評価と教職員の育成 (9) 承認研修について (10) 次世代育成について (11) 女性活躍の推進について
◆第 4 章 多様な主体との協働 -----42	重点 19. 学校の組織力の向上 ----- 52
重点 15. 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携----- 43	重点 20. 不祥事の防止 ----- 53
(1) スクールカウンセラーについて (2) スクールソーシャルワーカーについて	(1) 児童・生徒に対する性暴力等について (2) 飲酒運転について (3) 服務監督について (4) 通勤について (5) 兼職・兼業について (6) 教職員の服務規律の確保について (7) 適正な旅費申請について
	重点 21. 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み ----- 56
	(1) 体罰防止の取組み

- (2) セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為等性暴力行為の防止の取組み

重点 22. 職場におけるハラスメントの防止	58
------------------------	----

- (1) ハラスメントの未然防止
- (2) 良好な勤務環境の維持
- (3) 校内相談窓口の周知と適切な対応

重点 23. 「指導が不適切である」教員への対応	59
--------------------------	----

◆第6章 学びを支える環境整備 ----- 60

重点 24. 自然災害等に備えた安全・安心な教育環境の確保及び安全教育の充実	61
--	----

- (1) 学校安全計画の策定
- (2) 安全確保・安全管理の徹底
- (3) 学校事故対応の徹底
- (4) 緊急事態への対応
- (5) 地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理
- (6) 安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

1

学習指導要領の確実な実施

学習指導要領をふまえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うことが重要である。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てるとともに、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図りながら、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

- ・ 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。その際、児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導を行うこと。

(2) カリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数をふまえて教育課程を編成すること。その際、児童・生徒の負担をふまえるとともに、学校における働き方改革に配慮すること。なお、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること。
- ・ 地域の実情や学校の実態等をふまえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本

的な方針について、地域や家庭とも共有を図ること。

- ・ 学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、学校の実態に応じたものになっているかを把握し、課題となる事項に対し、改善方針を立案し、実施していくこと。

(3) 指導と評価の一体化の充実

- ・ 学校行事については、これまで実施してきた経緯や目的を踏まえ、教育的価値が損なわれることのないよう、十分に留意しながら、真に必要な学校行事となるよう、実施や内容等について見直しを行うこと。
- ・ 学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実すること。また、評価方法については、挙手の回数や毎時間ノートを取っていることで、主体的に学習に取り組む態度を判断するような誤った評価等、必要性・妥当性が認められないものは見直すこと。
- ・ 学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。

(4) 総合的な学習の時間

- ・ 総合的な学習の時間については、探究的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作

成し、確実に実施すること。また、中学校区で実施する研究授業の取組みを通じて、9年間の系統性のあるカリキュラムの研究を進めること。

- ・ 指導に当たっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るなど、学習内容と社会との関連に留意すること。
- ・ 探究的な学習の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、まとめたり表現したりする学習活動の充実を図ること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

(重点14に関連する記載あり)

(5) 国旗・国歌の指導

- ・ 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。
- ・ 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることをふまえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うこと。

(6) 現代社会の諸課題

- ・ 社会科を学習する際、自然災害からの復興、少子高齢化の問題、環境問題、日本人拉致問題、領土問題など、国内外に残されている諸課題等にも触れ、現代の課題を考え続ける姿勢をもてるようにすること。日本人拉致問題の学習の際には、アニメ「めぐみ」等を活用すること。
- ・ 各教科等において補助教材を使用する際に

は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従ったうえで、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないこと。

- ・ SDGs（持続可能な開発目標）について知るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた内容を各教科等で取り扱うこと。

2

学力向上の取組みの充実

各学校においては、ICTを効果的に活用しながら授業改善を行うとともに、客観的なデータに基づき、一人ひとりの学力を伸ばすことや、学校全体の取組みの検証・改善を行うことが重要である。

- ・ すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
- ・ 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成すること。
- ・ 1人1台学習者用端末・ICTを日常的かつ効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ること。
- ・ 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用すること。
- ・ 情報活用能力の育成にあたっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

【取組み項目】

(1) 一人ひとりの学力を伸ばすための
検証・改善

- ・ 確かな学力を育むために、学校の組織的な取組みを一層進めること。その際、テスト等も有効に用いて子どもたちの学習状況を把握し、取組みの検証・改善を行うこと。
- ・ 子ども一人ひとりの学習内容の定着に向け、つけたい力を明確にした授業を行うこと。また、日々の授業での子どもたちの発言や行動、ふりかえり等から、目標の達成状況を把握し、日常的に自らの授業を振り返り、改善すること。
- ・ 府指定「確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校(TM校)」、「言語能力をはぐくむモデル校」「情報活用能力をはぐくむモデル校」、「授業改善の推進校(J S校)」等の実施校においては、児童生徒の課題に正対した取組みを充実させ、その成果を市域全体に発信すること。他校は、その取組みの成果を活用し、自校の実践を充実させること。

(2) 日常的な授業改善

- ・ 各教科の授業では、単元指導計画等をもとに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」

を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこと。その際、子どもたちの実態を把握するとともに、その実態や目的に応じた教材・教具や授業展開等を工夫するよう留意すること。

- ・ また、「主体的・対話的で深い学び」の実現にあたっては、学習者が自分自身の学習活動に能動的に関わり、自らの学習を調整する主体的な学びを促す授業づくりの研究にも取り組むこと。
- ・ 思考力・判断力・表現力の育成にあたっては、児童・生徒が各教科等の学習内容を、日常生活や社会と関連づけながら、論理的に考え、表現することができるよう、指導の充実を図ること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるよう、思考ツール(シンキングツール)を適切に使用した授業に取り組むこと。ただし、ツールの活用自体が目的化しないよう、学習の過程において、どのような意図で、どのように使用するかを計画的に考えた上で、進めるよう留意すること。
- ・ 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導及び、小学校における専科指導等に取り組むにあたっては、児童・生徒の学習達成度を把握

し、効果検証に努めるとともに、その結果を生かし、より効果的な指導方法の工夫改善を図ること。

（３）言語能力の育成

- ・ 言語能力の育成に当たっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うこと。
- ・ 国語科では、系統的に言語能力の育成を図ること。また、各教科等においても、それぞれの目標を達成させるとともに、言語活動を充実させ、言語能力の育成に努めること。
- ・ 言語能力の育成にあたっては府指定事業の実践事例を参考にすること。
- ・ 言語活動の一環として、児童・生徒どうしがお薦めの本を紹介し合う活動（ブックトークや Best Book Battle【B1】等）を実施し、読むことにとどまらず、表現力やプレゼンテーション能力の向上を図ること。

（４）情報活用能力の育成

- ・ 情報活用能力の育成に当たっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導の実施に努めること。
- ・ 児童・生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理し、その結果を評価・改善する力をつけるための授業を展開すること。
- ・ 本や各メディアの情報の特性を理解し、学校図書館で自ら必要な情報を探し出す等するなかで、課題解決を図るために必要な力を育成すること。
- ・ 1人1台端末とクラウドを効果的に活用しながら学びを深める際に必要となる ICT の基本的な操作を身につけられるよう、計画的な育成を図ること。
- ・ 生成 AI 等の普及も見据え、社会に広がっている情報・ニュース等が事実に基づいているかどうか正誤を判断して、正しい情報を調

べることや、情報を安全に活用するために必要な情報モラル等の育成に努めること。

- ・ 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、1人1台学習者用端末等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。その際、プログラミング教材を有効に活用すること。

（５）ICT活用による学びの充実

- ・ ICTの活用にあたっては、各校作成の1人1台学習者用端末活用推進計画書を基に、1人1台学習者用端末が鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとして捉え、すべての教員が日常的、効果的に授業で活用すること。その際、ICT機器の使用による健康との関わりについて留意すること。
- ・ 児童・生徒一人ひとりが個別最適な学びを実現できるよう、1人1台学習者用端末を効果的に活用すること。その際、児童・生徒が自身の成長やつまづきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう支援すること。
- ・ 協働的な学びの充実に向けて、1人1台学習者用端末を効果的に活用すること。その際、クラウドなどを効果的に活用し、多様な他者の考えにふれ、自身の学びを深める活動や他者とともに問題の発見や解決に挑む活動などを行い、児童・生徒が多様な他者と協働することの重要性などを実感することができるよう工夫すること。
- ・ デジタル教科書や本市が導入する「eラーニング」「スタディサブリ」「BASE IN OSAKA」等のデジタルコンテンツを積極的に活用し、学習内容の定着や補足的・発展的な学習を行うとともに、児童生徒の理解度や学習状況を把握し、一人ひとりに適した学びや指導に努めること。
- ・ 家庭学習の充実に向けて、日常的に1人1台学習者用端末や前述のデジタルコンテンツを積極的に活用すること。

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

- ・ 地理的に離れた学校間において、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりすることを通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高め、深い学びを実現するため、遠隔合同授業を計画的に実施すること。
- ・ ICT活用による学びの充実に際しては、
「スマートスクール実現モデル校」や本市教職員ポータルサイトの実践事例を参考にすること。
- ・ 生成 AI に関して、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン（Ver. 2.0）」をふまえ、教職員の情報リテラシー向上に努めること。

《参考資料》

- 「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和3年3月）大阪府
- 「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月）文部科学省
- 『令和の日本型教育』の構築を目指して」（令和3年1月）文部科学省
- 「学習指導要領（平成29年告示）のポイント【評価編】」（令和2年8月）（中学校については解説動画あり）：新学習指導要領に対応した学習評価オンライン講座 大阪府
- 『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）文部科学省
- 「学習評価の在り方ハンドブック」（令和元年6月）文部科学省
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月）文部科学省
- 「新学習指導要領のポイント」（平成31年2月）大阪府
- 「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」（平成29年3月・7月）文部科学省
- 「大阪府情報活用能力ステップシート」（令和6年3月）大阪府
- 「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン（Ver. 2.0）」（令和7年1月）大阪府

3 確かな学力をはぐくみ感性を豊かにする読書活動の充実

各教科や教科横断的な学習等において、学校図書館の機能を計画的かつ体系的に利活用し、児童・生徒の言語能力や情報活用能力及び、生涯にわたり主体的に学習する態度を育成すること。また、日常的に読書活動を進め、子どもたちの読書への興味・関心を高めること。

- ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書を行い、豊かな語彙を獲得できるよう、すべての学校で読書活動を推進すること。
- ・ 各教科等における学習や教科横断的・探究的な学習が充実するよう学校図書館の活用計画を策定し、年間を通じて学校図書館を活用すること。
- ・ 各学年の学習計画や児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。
- ・ Best Book Battle（Ｂ１）等を活用し、子どもが本に興味・関心を持つよう、読書活動の普及啓発・推進を図ること。
- ・ 「河内長野市第４次子ども読書活動推進計画」の趣旨をふまえ、発達段階に応じて、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境の整備を図ること。
- ・ 学校図書館を活用した学習を進める際には、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校９年間を見据えた体系的な指導に努めること。

【取組み項目】

（１）学校図書館を活用した学習

- ・ 各教科等での学習活動に学校図書館の活用を計画的に位置付け、言語能力・情報活用能力等の育成を図ること。
- ・ 教員や児童生徒への図書館資料の提供を行ったり、調べ学習の際にアドバイスをしたりするなど、担任と言語力向上司書職員との連携により、学習の理解を深める取組みを進めること。
- ・ 問題発見・解決能力等の育成のため、授業中とはもとより、授業以外の場面でも、主体的に児童・生徒が学校図書館を活用し、調べ読みや探究的な学習に取り組むことができるよう支援すること。
- ・ その際には、府指定事業の実践事例を参考にすること。

（２）読書への興味・関心を高める工夫

- ・ 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるよう興味・関心を高める工夫を行うこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目

的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。

- ・ 読書タイムや国語科における並行読書、ブックトークや Best Book Battle（Ｂ１）等を計画的に設定し、読書活動の充実を図ること。その際、府のオーサービジット事業等も積極的に活用すること。

（３）学校図書館活用のための環境整備

- ・ 学校図書館の機能としての児童生徒の「読書センター」として、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境を計画的に整備すること。また、配架の仕方や読書スペースの工夫などを行うなど、子どもたちが本を身近に感じ、興味を持つことができるような環境整備を行うこと。加えて、学校図書館以外にも、教室や廊下等に本を配置するなど、子どもたちが本に触れる機会を増やすこと。
- ・ 学校図書館の機能としての児童生徒の「学習・情報センター」として、年間指導計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい環境を整えるために、授業で役立つ資料を準備したり、児童・生徒の作品を展示したりすること。

- ・ 取り組みの充実に当たっては、公立図書館と連携を図り、団体貸し出し等のサービスも積極的に活用すること。
- ・ 学習者用端末が導入されたことをふまえ、市立図書館の電子書籍の貸し出しも有効に活用すること。
- ・ 「学校図書館法」及び文部科学省通知「学校図書館司書教諭の発令について」に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うこと。司書教諭（学校司書）を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立すること。

（４）読書活動の充実に向けての連携

- ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書活動を行うことができるよう、すべての学校で公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。その際、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用すること。

4 グローバル社会における英語力の育成

児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進することが重要である。

- ・ 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにすること。
- ・ 話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図ること。
- ・ デジタル教科書や「BASE IN OSAKA」等のデジタルコンテンツ等、1人1台学習者用端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させること。

【取組み項目】

(1) 言語や文化に対する理解

- ・ 外国語（英語）の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。
- ・ NETやALT等の専門性を有する人材と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る体験を充実させるよう努めること。
- ・ NETの活用、中学校英語教員による小学校への乗り入れ授業、授業研究の充実を通して、さらなる指導の充実を図るとともに、中学校への接続に留意すること。
- ・ 小学校3年生対象の「World 学習」を通して、異なる文化や生活・習慣を知り、外国の言語や文化に興味を抱くとともに、多種多様な人と様々な言語を通して自分自身を表現する態度を養うこと。

(2) 授業における言語活動の工夫

- ・ 言語活動を行う際には、小学校においては「身近で簡単な事柄」を、中学校においては「日常的な話題や社会的な話題」を取り上げるなど、コミュニケーションを行う目的や場面、状況の設定について工夫すること。
- ・ 小学校においては、英語を使って伝え合

う体験や活動を通して、自分の思いを伝えたり、相手に対する理解を深めたりして、満足感や達成感を味わうことができるようにすること。また、「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。

- ・ 中学校においては、英語を使って情報や自分の考えなどを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るとともに、即興でやり取りする活動を重視すること。
- ・ 言語活動を行う際には、ネイティブスピーカーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やすために、「STEPS in OSAKA」や「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツも活用すること。

(3) 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

- ・ 教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語のできるようになったことをふりかえったりする際に、CAN-DO リストを効果的に活用すること。
- ・ 年間の指導計画を見通して、適切な場面でパフォーマンステストを実施し、指導に生かす評価を行うこと。その際、英語でコミュニケーションを行う目的や場面・状況

の設定を工夫して、言語活動を通して身に付けたコミュニケーション能力の的確な把握に努めること。

- ・ 評価を行う際にはインタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択すること。
- ・ デジタル教科書や1人1台学習者用端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させること。その際、学習ツールとして、府作成の「STEPS in OSAKA」や「BASE in OSAKA」も、授業や家庭学習等に活用すること。
- ・ 中学校3年生には公費による英検受験を推奨し、中学校卒業時に英検3級程度の英語力を身に付くよう取組むこと。

（４）身に付けた英語力を発揮する機会の創出

- ・ 児童・生徒が学んだことを活用し、英語を学習することの意義を実感できる機会の創出に努めること。特に、小学校6年生、中学校3年生で実施する「自分の思いを英語で表現する活動」は、教科書の単元を用い、小・中学校で身に付けた英語力を発揮し、本市の課題である書く力や、表現力の向上を図ることができるように計画的に進めること。

（５）組織的な英語教育の推進

- ・ 中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。
- ・ 英語コーディネーターや各校英語担当者等を中心に、研修や授業研究の成果の共有を通してさらなる指導の充実を図ること。

《参考資料》

「新・大阪版 CAN-DO リスト」（令和5年3月）大阪府

「STEPS in OSAKA」（令和5年3月）大阪府

「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて（アクションプラン）」（令和4年8月）

文部科学省

「学習者用デジタル教科書実践事例集」（令和4年3月）（解説動画あり）文部科学省

「外国語の指導における ICT の活用について」（令和2年9月）（解説動画あり）文部科学省

「中学校外国語教材『Bridge』」（令和2年1月）文部科学省

「スピーキング力向上ツール」（令和元年12月、平成31年1月）大阪府

「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年2月）大阪府

「中学校英語定着確認プリント」（平成31年1月、平成30年10月）大阪府

「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」（平成30年2月）大阪府

「We Can!」「Let's Try!」（平成30年2月）文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」（平成29年3月・7月）文部科学省

「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」（平成27年12月）大阪府

「英語を使うなにわっ子」育成プログラム（平成25年8月）大阪府

5

一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実

一人ひとりの子どもの多様な状況や背景等教育的ニーズを的確に把握して、その子の自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

- ・ 通級による指導を一層充実させるとともに、その学びを通常の学級で十分に発揮できるよう、校内の支援体制の充実を図ること。
- ・ すべての外国籍の児童・生徒の就学機会が適切に確保されるよう努めるとともに、日本語指導が必要なすべての児童・生徒に対して適切な指導・支援をするために、学校体制を構築するよう努めること。また、日本語指導の内容の充実を図ること。その際、必要に応じて府の「オンライン日本語指導」を活用すること。
- ・ 全教職員が、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組みを充実していくこと。
- ・ 発達段階に応じた教育の連続性を意識し、各校種がそれぞれの役割を果たすとともに、スムーズな接続を図ること。

【取組み項目】

(1) 通級による指導の充実

- ・ 通級による指導をより一層充実させるとともに、その学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導担当教員と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を努めること。
- ・ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め通級の指導計画を立てて、指導を行うこと。
- ・ 実態把握に基づき、自立活動の指導において、達成をめざす目標を設定すること。この場合には、他の領域・教科では取組みが難しく、かつ自立活動の目標に沿ったものを取り上げることに留意すること。
 - ・ 個別の指導だけでなく、小集団の指導を組み合わせた指導を行うこと。
- ・ 通級で身に付けたことを在籍学級や家庭での学習、生活に生かすことができるよう指導内容の工夫に努めること。
- ・ 1年程度の長期的な観点に立った目標及び1学期程度の短期的な観点に立った目標を設定すること。また、この目標設定には、将来の可能性を広い視野から見通した検討も必要となることに留意すること。

- ・ 市通級担当者会による研修や情報交換を通して、担当者の専門性の向上を図るとともに、担当者会で得られた情報を校内の教職員に共有する等、校内での支援の充実に努めること。また、通級指導教室担当者と支援コーディネーターや学級担任等との連携、校内の研修や会議開催等、担当者任せにならない校内体制の構築を図ること。

(2) 通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実

- ・ 通級による指導をより一層充実させるとともに、その学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導担当教員と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を努めること。
- ・ 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において、児童・生徒一人ひとりの学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。その際、支援教育コーディネーターや巡回相談等を効果的に活用すること。

(3) 日本語指導が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

- ・ 当該児童・生徒がどの学校に在籍しても等しく日本語指導が受けられるよう、日本語指導加配教員を中心として、市日本語ボランティアを活用した指導体制を充実させること。
- ・ 当該児童・生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、DLA等により測定した日本語能力に応じて個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施すること。
- ・ 学校全体で国際理解・多文化共生の取組みを進めること。その際、「OSAKA 多文化共生フォーラム」や「オンライン国際クラブ」など、府の取組みを活用すること。
- ・ 日本語指導加配教員が研修で得た知識や指導方法等を共有し、学校全体の指導の充実に努めること。
- ・ 当該児童・生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁 Web ページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択のために」等を活用すること。
- ・ 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。その際、南河内地区の「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、参加を働きかけること。
- ・ 当該児童・生徒の高等学校等中途退学率が全体より高いことをふまえ、よりいっそうキャリア教育を充実させるとともに、高等学校等や関係機関と連携し、追指導に努めること。

（４）校種間の円滑な接続と指導体制の充実

- ・ 小・中学校 9 年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせ、円滑な接続を図るため、小中一貫教育に取り組むこと。
- ・ 小学校における教科担任制のあり方等、小中一貫教育の推進を図るとともに、施設一体型小中一貫教育推進校においては相互理解を深め、義務教育 9 年間の系統性を確保した

教育活動を実施すること。

- ・ 各中学校区においてめざす子ども像を共有し、系統的な学習・学校生活について共通理解を図るとともに、安心できる集団づくりやわかる授業づくりに取り組むために、人権教育・学力向上・総合的な学習について研究授業を実施し、小中一貫教育のより一層の推進を図ること。また、学習指導要領に則った、本市における「つながりアップ・カリキュラム」の活用を図ること。
- ・ 互いの違いを認め合える集団作りや、家庭や地域、関係機関等と連携したボランティア活動や職場体験学習等を充実するなど、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うこと。その際、学びのプロセスを振り返って蓄積することができる教材（キャリア・パスポート）等を作成し、活用すること。
- ・ 多様な進路選択に対応するために、体験入学や保幼小・小中・中高の連絡会等において、積極的に連携および協働を図ること。また、児童・生徒一人ひとりの様々な配慮事項を小中間で確実に引き継ぎ、小中が一体となって 9 年間の児童・生徒の成長を支援すること。
- ・ 河内長野市保幼小連絡会における連携を推進すること。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」や小学校の教育課程等を共有するなど連携し、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
- ・ 幼児期において遊びを通して得た体験や知識を小学校の学習の内容と関連づけ子どもたちが興味を持って学習に取り組めるように努めること。
- ・ 幼児期に育まれた資質能力を小学校の学習につなげることができるよう幼児教育アドバイザー等幼児教育を担当する教員と小学校の教員とが連携し架け橋プログラムの研究、開発に努めること。

6 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が、地域社会で豊かに生きるために、すべての学校において、多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる集団づくりをより一層推進し、一人ひとりの子どもの自立に向けた効果的な指導・充実を図ることが必要である。

- ・ インクルーシブ教育システムの理念をふまえた取組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりをより一層進めること。
- ・ 支援学級における特別の教育課程の編成及び、通級による指導で実施する特別の指導について、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものとなるよう努めること。
- ・ 児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の指導について、一層の充実を図ること。
- ・ 地域における共生社会の実現をめざし、すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

【取組み項目】

(1) 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- ・ 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障がいのある子どもの学びの充実をめざすこと。
- ・ 障がいのある子どもに必要な支援は、すべての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進めること。

(2) 交流及び共同学習の充実

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習がさらに充実し、相互理解がより一層進むよう、児童・生徒、保護者、教職員が交流及び共同学習の意義やねらい等について十分理解したうえで、学校全体で組織的に取り組むこと。その際、一人ひとりの

教育的ニーズに応じた指導内容等の工夫改善に努めること。

- ・ 交流及び共同学習の実施に当たっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に取り組むこと。
- ・ 支援学校との交流及び共同学習についても、連携を図ること。

(3) 障がいのある児童・生徒の教育課程の編成

- ・ 支援学級在籍児童・生徒の特別の教育課程の編成にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズをふまえ、児童・生徒の障がいの状況や心身の発達等を考慮のうえ、必要に応じて、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障がい支援学校の各教科の内容に替えたりするなど、実態に応じた教育課程を編成すること。また、自立活動の指導を行い、その充実に努めること。
- ・ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う

こと。

- ・ 障がいのある児童・生徒については、支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。
- ・ 市支援教育総合センター「りんく」による巡回相談や指導助言、専門家派遣による相談支援、研修等を効果的に活用し、多様な教育的ニーズに応じたきめ細かな指導、支援体制の構築を図ること。

（４）校内支援体制の充実

- ・ 障がいのある子どもたちへの系統的・継続的な指導・支援が行われるよう、校内で常に情報共有が図られる体制を構築すること。
- ・ 校内支援委員会においては、校長のリーダーシップのもと、支援教育コーディネーター、支援学級担任、通級指導担当教員等を中心に、必要に応じて支援学校のセンター的機能の活用、外部の専門家との連携を行いながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態把握に努め、教育的ニーズをふまえた適切な支援内容を検討すること。
- ・ どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童・生徒がいることを前提として校内支援委員会の在り方について再点検を行い、必要に応じて見直しを図りながら校内支援体制の更なる充実に努めること。

（５）就学相談・支援の充実

- ・ 就学相談・支援にあたっては、「障がいの状態等」、「特別な指導内容」、「合理的配慮を含む必要な支援の内容」の三つの観点をふまえて、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの整理に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、できるだけ早期に就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。
- ・ 就学先となる学校や多様な学びの場について、本人及び保護者が正確な情報を得ることができるよう十分な説明を行ったうえで、本

人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先の決定に努めること。

- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた配慮・支援に努めること。

（６）合理的配慮についての適切な対応

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう努めること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。
- ・ 合理的配慮の検討・決定にあたっては、児童・生徒の発達段階等をふまえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。

（７）早期から切れ目のない支援体制の構築

- ・ 早期支援の重要性に鑑み、療育施設・就学前機関との連携において、「個別的教育支援計画」や「サポートブックは一と」を作成・活用し、早期から適切な支援を引き継いでいくことができるよう努めること。

（８）個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

- ・ 障がいのある児童・生徒については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることをふまえ、「個別的教育支援計画」の活用にあたっては、本人や保護者の同意を得たうえで、医療・福祉・保健等の関係機関で共有を図るとともに、進学先・就労先等に適切に引き継ぐよう努めること。

- ・ 「個別の指導計画」の作成・活用にあたっては、「個別の教育支援計画」との関連を図りつつ、一人ひとりの障がいの状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細やかな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図りながら、児童・生徒の指導に関わる教職員で共有すること。
- ・ 通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導にあたっては、必要に応じて「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用に努めること。その際、「サポートブックはひと」を積極的に活用すること。

(9) 病弱児や医療的ケアが必要な児童・生徒への支援の充実

- ・ 病弱児については、学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導に配慮すること。
- ・ 合理的配慮の観点をもとに、医療的ケアが必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、校内体制を整えるとともに、配置された看護師や学校医を含む医療、福祉等との連携をより一層図るなど、充実した医療的ケア実施体制構築に努めること。
- ・ 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等の研修を実施し、医療的ケアについての理解を深めること。

(10) 教職員の資質向上

- ・ 障がいのある児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、研修内容を充実させ、すべての教職員の資質向上を図ること。
- ・ 支援教育の視点をふまえた子ども理解をすべての教職員に浸透するよう取組みを進め

るとともに、支援学級や通級による指導を受ける児童・生徒に対し、個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるよう、計画的にすべての教職員の専門性向上を図ること。その際、市及び府主催研修を効果的に活用し、組織全体として取り組むこと。

(11) 支援学校のセンター的機能の活用

- ・ 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を効果的に活用して、すべての教職員への支援教育に対する理解・啓発や専門性向上に努めること。

《参考資料》

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（令和 4 年 4 月）文部科学省

「自立活動ハンドブック（中学校版）」（令和 4 年 3 月）大阪府

「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」（令和 4 年 3 月）大阪府

「障害のある子供の教育支援の手引」（令和 3 年 6 月）文部科学省

「自立活動ハンドブック（小学校版）」（令和 3 年 3 月）大阪府

『『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点をふまえた学校づくり』（平成 31 年 3 月）大阪府

「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」（平成 30 年 3 月改訂）大阪府

「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」
（平成 30 年 2 月）文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」（平成 29 年 3 月・7 月）
文部科学省

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
（平成 29 年 3 月）文部科学省

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月）大阪府

「学校教育法施行令の一部改正について」（平成 25 年 9 月）大阪府

「障害者基本法」第 16 条（平成 25 年 6 月改正）大阪府

『『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』（平成 25 年 3 月改訂）大阪府

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（平成 24 年 7 月）中央教育審議会初等中等教育分科会

「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成 19 年 11 月）大阪府

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

7 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法や府人権関係3条例をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

また、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

- ・ インターネット上の様々な人権侵害や偏見、差別について、児童・生徒が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、人権教育や情報モラル教育を通して、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を身につけ、自他の人権を守るよう行動する力を系統的に育成すること。その際府作成の「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を活用すること。
- ・ 管理職をはじめとするすべての教職員が、研修等を通じて人権課題についての正しい理解と認識を深めて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うこと。とりわけ、「部落問題学習・いじめ問題・多文化共生と外国人教育」の人権課題に関わる研究授業に取り組むこと。
- ・ 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること。

【取組み項目】

(1) 人権教育の充実

- ・ 人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題に関する正しい理解を深め、解決をめざした教育を総合的に推進すること。
- ・ 人権教育指導計画の作成にあたっては、幼児・児童・生徒の実態をふまえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取り組みを行うこと。
- ・ 人権教育を進めるにあたっては、関係資料等を活用するとともに、市が示す人権課題について、中学校区ごとに研究授業を実施し、教員自身が人権教育に対する正しい知識と適切に指導する力が備わるよう全教職員で取り組むこと。
- ・ 校内体制の構築にあたっては、人権課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。
- ・ 児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- ・ 幼少期から生命の尊さに気づかせ、互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- ・ すべての教職員が、「児童の権利に関する条約」「こども基本法」及び「大阪府子ども条例」の趣旨をふまえ、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。
- ・ 児童生徒が偏見や差別意識を解消しようとする態度と実践力を育む指導ができるよう、人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権感覚を身に付けるための研修や児童・生徒の変容をもとに人権教育の指導力を向上させる研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。その際、関係資料や府主催の人権教育実践研究協議会及び人権教育フォーラム等の機会を積極的に活用すること。

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

- すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた中学校区研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。
- 市人権教育研究会や大阪府人権教育研究会等への積極的な参加を促すこと。

(2) 人権教育の一環としての同和教育の推進

- 関係法令及び答申等の趣旨をふまえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立ち、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

(3) 道徳教育の充実

- 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うこと。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師が中心となり、指導方法や評価の在り方について研究・研修に取り組んで指導体制を構築すること。
- 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成にあたっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものを別葉にして加えて関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。また、年間35時間（小学校1年生は34時間）の指導時数を確保すること。
- 道徳科の授業においては、道徳的価値について教材や体験等から考えたことを、議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、教材提示や発問、

話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努めること。

- 地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- 関係法令等をふまえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施すること。その際には、関係資料等の活用を図ること。
- 障がいのある児童・生徒が自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるよう、関係機関や専門家とも連携し、組織的な対応に努めること。
- 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人ひとりを尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進めること。

(5) 多文化共生教育の推進

- 関係法令及び指針の趣旨をふまえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を系統的に実施すること。その際には、関係資料等の活用を図り、指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めること。
- 自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現できる力を育成すること。
- 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深める取組みを進めること。
- 課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(6) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

- ・ 関係法令及び府条例の趣旨をふまえ、研修等を通じて、教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、児童・生徒が性的指向及び性自認の多様性について、正しく理解できる取組みを推進すること。
- ・ 性的指向・性自認について、児童・生徒の心情に配慮した環境をつくるとともに、相談しやすい体制を整えること。
- ・ 性別に関係なく個々の能力を生かして安心・安全に過ごせるためのジェンダー平等教育を推進すること。その際、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が作成したジェンダー平等教育啓発教材「男女共同参画について考えよう」を活用すること。
- ・ 児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれないように、名簿や並び方、各種調査など、すべての教育活動において、必要のない男女別の指導は行わないこと。
- ・ ジェンダー平等の観点から、学校からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検すること。

(7) 平和教育の推進

- ・ 生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導し、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進すること。その際「平和教育基本方針」をふまえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用すること。

(8) 福祉・ボランティア教育の推進

- ・ 児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるために、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図ること。

(9) 人権侵害事象等に対する対応

- ・ 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- ・ 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。
- ・ 事象が生じた際は、差別等を受けた児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した児童・生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

(10) 「こころの再生」府民運動

- ・ 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨をふまえ、学校教育活動全体で『「大切なこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～』の活用等により、「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人ひとりの豊かな心を育む取組みを実践すること。また、各学校や地域において、あいさつ運動や交流活動等を積極的に進めること。

「こころの再生」
府民運動のロゴマーク



愛さつOSAKAの
ロゴマーク



(11) 教職員人権研修ハンドブックの活用

- ・ 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の実践や成果を継承するとともに、すべての教職員がさらなる人権教育の取組みを充実・発展することができるよう、研修の実施に際しては「教職員人権研修ハンドブック」の活用にも努めること。

**(12) 大阪人権博物館（リバティおおさか）
の活用**

- ・ 生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、大阪人権博物館（リバティおおさか）の移動人権展・企画展等の行事等や、資料の活用に努めること。

8

不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への
取組みの推進

市内小・中学校において、不登校児童・生徒数、暴力行為の発生件数の増加や、初期対応の誤りにより解決が難しくなるいじめケースがあるなど課題が大きくなっている。不登校、ヤングケアラーや、いじめ・暴力行為等の問題行動等に対して、各学校においては、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行い、すべての児童・生徒の主体的な成長を支える指導を推進することが重要である。

- ・ 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばさせる取組みを進めるにあたっては、児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連付けるよう留意すること。
- ・ スクリーニングやアンケート等、あらゆる機会を通じて、日頃から子どもの状況把握、生徒指導上の課題を早期発見し、組織的な対応につなげること。また、粗暴な言動や授業に関係のない不規則な発言、授業中の立ち歩き等見られる場合にも同様の対応を行うこと。加えて、把握した情報については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と共有し、支援の必要性を検討する等、専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えること。
- ・ 不登校への対応については、個々の児童・生徒の支援ニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所（校内教育支援ルーム等）の設置に加え、ゆう☆ゆうスペース（学びの多様化教室）や民間団体等、関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。
- ・ いじめを認知した場合には、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげること。いじめの解消に向けては、当該組織を中心に、いじめに至った背景を的確に把握したうえで解消までの方針を立て、迅速かつ丁寧に対応すること。
- ・ ヤングケアラーについては、本人や家族の意識が様々で、表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めること。また、子どもの生活状況は短い期間であっても変わることから、普段から子どもの些細な変化を捉えることでその困り感に早く気づき、本人の気持ちに寄り添った支援につなげること。

【取組み項目】

(1) 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性
の伸長を支える取組みの推進

- ・ すべての児童・生徒を対象にコミュニケーション力、他者理解力、人間関係形成力、目標達成力等の社会的資質・能力の育成をめざした取組みを、意図的に各教科や総合的な学習の時間、特別活動等も関連させて行うこと。
- ・ 学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒が自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる共感的な人間関係、学級づくり、安心して授業や学校生活を送れる風土を教職員の支援のもと、児童・生徒が自らつくりあげるよう配慮すること。
- ・ 生徒指導の諸課題にかかる未然防止をねらいとした非行防止教室や、いじめ防止教育、

SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育等の教育プログラムを計画的に実施すること。

(2) 不登校への取組み

- ・ 不登校に至る背景等については多様化・複雑化していることから、児童・生徒の状況等を多面的に見立てたうえで、その子に合った支援を行うこと。その際、登校復帰のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に考えられるよう配慮するとともに、多様な学びの場が確保されるよう努めること。
- ・ 各校においてはすべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子どもどうし

の絆づくりを行うなどし、魅力ある学校づくりを推進すること。

- ・ 定期的なスクリーニングやアンケート、日頃の授業観察等を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら不登校の兆しの把握に努めること。
- ・ 不登校やその兆しのある子どもたちが安心して生活したり、自分のペースで学習したりすることができるよう、校内の居場所として校内教育支援センターの設置に努めること。当該センターでは、1人1台学習者用端末を活用したオンラインでの学習等、教育の機会確保を含めた多様な支援を行うこと。
- ・ 個々の不登校の状態等に応じて、ゆう☆ゆうスペース（学びの多様化教室）やフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒に合った支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習評価を適切に行うこと。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者と十分な協力関係を保つこと、不登校児童・生徒本人との関わりを継続することを指導すること。さらに、定期的に児童・生徒の状況を把握し、都度よりよい支援の方向性を検討すること。
- ・ 小学校入学当初から不登校となる児童が増えていることや、中学校1年生時において不登校者数が増加していることから、子ども園・保育園・幼稚園等就学前機関と小学校、小学校と中学校等、校園種間での接続時に、児童・生徒に係る情報や、これまでの教育や保育の内容についての共有を適切に行う等、円滑な引継ぎを実施すること。
- ・ 中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対しては、本人や家庭の状況やニーズを丁寧に把握したうえで、進路相談等において、進学・就職先や卒業後の支援先等、必要な情報を提供し、生徒が自らの進路を主体的に選択できるよう支援に努めること。

(3) いじめへの取り組み

- ・ いじめへの対応については、「いじめ防止

対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえた対応が為されるよう留意すること。

- ・ 各学校において「学校いじめ防止基本方針」を作成するとともに、毎年度、実効性が高いものとなっているか見直しを図ること。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」との人権感覚を、特別の教科道徳や人権教育の実践を通して、日頃より醸成し、異なる感性や感覚、異なった言動を受容できるいじめに向かわない集団づくりに努めること。また、いじめが生まれる構造やいじめの加害者の心理を明らかにしたうえで、いじめに向かわない態度や力を身に付ける未然防止教育を計画的に実施すること。
- ・ 各学校においては、アンケートや学習者用端末アプリ「こころの記録」、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めるとともに、日常より子ども理解に努め、子どもの不安や多様な悩みを受け止めること。その際、複数回のアンケート調査やスクリーニング等を実施するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用し、日頃から教育相談体制の充実を図ること。
- ・ 相談窓口の設置等、児童・生徒・保護者が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。あわせて、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談24」や市長部局によるいじめ相談等の相談窓口の周知を図ること。
- ・ いじめに対して組織的な対応を行う際、関係児童・生徒への聞き取りや支援体制等の構築、保護者との連携等について迅速に方針を決定すること。
- ・ いじめへの対応にあたっては、事態の深刻化を防ぐため、必要に応じて市教育委員会の学校支援チームや府の緊急支援チームの活用を図るとともに、警察や少年サポートセンターとも連携し、対応に当たること。

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

- ・ 障がいのある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。
- ・ いじめ重大事態については、改訂された国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」をふまえた対応を行うこと。

(4) インターネット、SNS上のトラブルへの取り組み

- ・ インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の端末や携帯電話等の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めること。
- ・ 児童・生徒の端末や携帯電話等の利用に当たっては、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。
- ・ 端末や携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み、ネット依存等の課題に対しては、「SNSノート大阪」等を活用し、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うこと。また、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。
- ・ 学校での端末や携帯電話等の取扱いについては、「河内長野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針」も参考にルールや方針を定めること。

(5) ヤングケアラーへの取り組み

- ・ ヤングケアラーについては、本人が家庭の状況を知られたくない場合、また、やりがいを感じている場合や本人や家族が支援を必

要と考えていない場合等、状況が様々であり、日頃からの子どもの状況把握に加え、生活等についてのアンケートを工夫する等、教職員が早期発見に努めること。

- ・ ヤングケアラーを把握した際には、スクールカウンセラー等と協働し、まず本人から丁寧話を聞き取る。支援にあたっては、スクールソーシャルワーカーと協働し、リスクに配慮しながら、子どもや家庭にそった支援につなげること。また、必要に応じて福祉等関係機関との連携を図ること。

(6) 暴力行為等への取り組み

- ・ 日々の取り組みにおいて、公正公平な態度や法やきまりの意義を理解し順守する等の規範意識等、社会的資質を高めるよう働きかける取り組みを学習指導と関連付けて推進すること。
- ・ 学級がうまく機能しない等生徒指導上の課題については、機能的にチーム対応できるよう日頃より教職員が相談しやすい関係や雰囲気醸成し、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性を高めておくこと。また、児童・生徒の健全育成を地域で担うという観点から家庭・地域社会との連携を日常的に進めておくこと。
- ・ 暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、責任の所在を明確にし、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。その際、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」についても積極的に活用すること。また、児童・生徒が暴力行為に至る要因を見立てるとともに、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター、市担当課等、関係機関との連携を図ること。

《 参考資料 》

「生徒指導提要」（令和4年12月）文部科学省

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」（令和4年6月）不登校に関する調査研究協力者会議

人権教育リーフレット「情報化社会における子どもの人権」（令和4年3月）大阪府

「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」（令和3年9月）大阪府

「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」（令和2年4月）大阪府

「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）大阪府

「いじめ対応セルフチェックシート（府内小中学校等におけるいじめ対応について）」（令和元年6月）大阪府

「生徒指導リーフ」（平成24年～30年）国立教育政策研究所

「小学校におけるチーム支援ＳＳＷ活用事例～小学校指導体制支援推進事業の取組みより～」（平成30年2月）大阪府

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）文部科学省

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」（毎年度）大阪府

9 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死などの未然防止に向けた適切な対策や、日常生活での人間関係や学習等への子どもたちの不安やストレスの高まりに対するサポートを行うとともに、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取組みが重要である。

- ・ 児童・生徒が不安やストレスを自ら発信できるよう相談窓口の周知の徹底や、心のケア等適切に対応できるスクールカウンセラー等と連携した相談体制等を整えること。
- ・ 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市児童虐待担当課等へ通告すること。

【取組み項目】

(1) 相談体制の充実、自ら相談する力の育成

- ・ 児童・生徒が誰にも悩みを伝えられないまま深刻な状況に陥ることもあることから、養護教諭やスクールカウンセラー等校内での相談担当に加え、市の相談窓口や「すこやか教育相談 24」、「被害者救済システム」、「LINE相談」等の校外での相談窓口についても児童・生徒や保護者に広く周知すること。
- ・ 定期的なスクリーニングやアンケート等の実施に加え、一人一台学習者用端末の活用、授業観察等、様々な方法で日頃から子どもの些細な変化をつかむ取組みを進めること。また、気になる子どもに対しては家庭訪問を積極的に行うなどして、子どもや保護者の状況の把握に努めること。
- ・ 児童・生徒に、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力やSOSを発信する力を育成すること。その際、スクールカウンセラー等を活用した授業等について検討すること。

(2) 児童虐待への対応

- ・ 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深めること。
- ・ 児童虐待については、子どもに対する重大な人権侵害であることを認識するとともに、早期発見に努めること。また虐待が疑われる場合は、「河内長野市児童虐待防止ハンド

ブック」を活用し、適切に対応すること。

- ・ 早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。また、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、学校は速やかに教育委員会や市担当課に情報提供又は通告すること。
- ・ 通告後に、保護者からの威圧的な要求等がある場合には、組織的に対応するとともに、速やかに教育委員会に連絡のうえ、ケースに応じて警察等の関係機関やスクールロイヤー等の専門家と連携して対応すること。
- ・ 児童虐待により一時保護後解除された、もしくは在宅で支援となった子どもについて、教職員間で日常的に情報共有を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。
- ・ 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは児童相談所が必要と認める児童・生徒について、1か月に1回以上、書面（個票）にて情報提供を行うこと。
- ・ 進学・転学の際の学校間の情報の引継ぎについては、市虐待対応担当課や児童相談所と情報共有し、伝達する内容に漏れがないよう学校間での引継ぎをすること。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護の観点から市の個人情報保護条例等に基づき判断すること。

(3) 個人情報の適正な取扱い

- ・ 個人情報漏洩には、児童・生徒の生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、個人情報の保護に関する法律や市個人情報保護条例をふまえて作成されている指針や取扱い規定等に基づき、適正に行うこと。
- ・ 教育 DX の進展において学校に必要とされるセキュリティ対策が高度化していることから、教育現場の実態をふまえた情報セキュリティ対策の確立及び全教職員への周知徹底を行うこと。
- ・ 個人情報を含む文書や記録媒体の管理・保管・引き継ぎ等に当たっては、管理責任を明確にし、適切な管理及び保護に組織的に取り組むようにするとともに、各学校の状況をふまえた実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。
- ・ 個人情報を取得する際は、その必要性、妥当性及び取得方法を十分に検討し、利用目的の通知等について適切に行うこと。
- ・ 行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- ・ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）や要配慮個人情報（信条や病歴等、本人に対する不当な差別、偏見が生じないよう配慮を要するもの）の取扱いについては、関係法令や内閣府特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」をふまえ、基本方針や要綱等を策定し、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報や要配慮個人情報の保護、管理の徹底を行うこと。
- ・ 個人の SNS 等を通じて個人情報が流出する案件があることから、情報発信等でインターネットや SNS を利用する際には、特定の個人を識別できる写真や映像等も個人情報に該当することをふまえ、教職員、児童・生徒やその保護者に対して適切に対応すること。
- ・ 情報通信機器による処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、全教職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護するなど、万全のセキュリティ対策を講じること。

《参考資料》

「こども基本法」（令和 5 年 4 月施行予定）

人権教育リーフレット 2 「子どもの虐待①改訂版」（令和 3 年 3 月）大阪府

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年 12 月）大阪府

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年 5 月）文部科学省

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成 30 年 7 月）文部科学省

「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成 27 年 7 月）文部科学省

人権教育リーフレット 9 「子どもの虐待②」（平成 26 年 3 月）大阪府

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成 23 年 3 月改訂）大阪府

10 体力づくりの推進と体育活動中の事故防止等の取組み

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、下位段階にある児童・生徒の割合が高い状況にあることから、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。また、依然として、体育活動中の事故が発生している状況をふまえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期する必要がある。

- ・ 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析し、学校全体で授業等の工夫・改善を行うとともに、地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを推進すること。
- ・ 学校における体育活動中の熱中症予防等、事故防止対策について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

【取組み項目】

（１）体力づくりの推進

- ・ 策定した「体力づくり推進計画」をもとに、PDCAサイクルに基づく体力づくりをより一層進めること。その際、自校の課題を明確にし、年間を通じた取組みにより改善を図ること。
- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をふまえて、体力向上に向けた取組みを検証し、改善を図ること。
- ・ 府教育委員会が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業がかわる！簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」などの資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用し、学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。

（２）学校の体育活動中の事故防止等の徹底

- ・ 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、児童・生徒の人数をふまえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。
- ・ 技術指導においては、段階をふんで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。
- ・ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定

すること。

- ・ 児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。
- ・ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や「河内長野市立小中学校熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- ・ 屋外での体育活動においては、天候の急変などによる落雷等に十分注意し、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- ・ 万一に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

（３）武道における安全指導

- ・ 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。特に、柔道において、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるようにすること。

《参考資料》

めっちゃぐんぐん体カアップハンドブック」(体力向上実践事例集)(平成29年3月)大阪府
「学校管理下における熱中症事故の防止について」(令和4年8月)大阪府
「休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について」(令和6年8月)大阪府
「熱中症事故の徹底及び「暑さ指針」の適切な運用について」(令和5年8月)大阪府
「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」(令和4年2月)
スポーツ庁
「『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について」(令和6年4月 追補版)
大阪府
「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」(令和2年3月)スポーツ庁
「大阪府部活動の在り方に関する方針」(令和5年8月)大阪府
「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」(令和6年4月)大阪府

11

健康教育の充実

子どもたちをめぐる薬物乱用や感染症、メンタルヘルス等の複雑化・多様化する現代的健康課題への対応が求められており、学校教育活動全体を通じた健康の保持・増進にかかる取組みの推進及び健康教育の充実を図る必要がある。

また、食物アレルギー事故は年々増加しており、万が一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整える必要がある。

- ・ 食物アレルギー事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。
- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育については、中学校において専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催し、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

【取組み項目】

(1) 食物アレルギー事故防止の徹底

- ・ 河内長野市教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する対応委員会等を設置すること。また校内の状況について十分検討したうえで、対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、常に点検し、必要に応じて見直すなど、日頃から事故防止対策を行うこと。
- ・ なお、校長は、マニュアル策定の際に保護者や主治医との連携を図りつつ、児童・生徒の状況に応じたものとなるよう指導すること。加えて、食物アレルギーの既往症がない児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。

(2) 学校給食における衛生管理の徹底

- ・ 学校給食の実施においては、学校給食法第九条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。また、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続すること。感染流行時には一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること。

(3) 食育の推進

- ・ 食に関する指導に当たっては、児童・生徒の実態をふまえて指導の内容、方法、指標等を決定し実施していくこと。そのためには、すべての学校で食に関する指導の全体計画及び推進するための校内体制を必要に応じて見直し、学校教育活動全体を通じて実施すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。
- ・ 学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成を図ること。
- ・ 食育の評価を、学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。加えて、栄養教諭等が関わる食に関する指導を通して、児童・生徒の食に関する課題改善に取り組むこと。

(4) 学校保健計画の策定

- ・ 「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定すること。策定に当たっては、校内の状況や前年度の学校保健の取組み状況等をふまえ、具体的な実施計画とすること。

(5) 生活習慣の確立

- ・ 望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起

床時間や戸外での適度な運動等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みの推進が必要なことから、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、児童・生徒の生活習慣の確立に向け取り組むこと。

（６）がん教育の推進

- ・ 日本人の死亡原因として最も多いがんに関して、がんという疾患の理解やがんに向き合う人々に対する共感的な理解を深める教育を推進すること。
- ・ 中学校においては「がん教育の充実につながる出前授業」を活用すること。

（７）喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- ・ 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒・医薬品の適正使用とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- ・ 中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」をふまえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。
- ・ 「医薬品等の正しい使い方」についても取り扱うこと。

（８）心の健康に関する指導の充実

- ・ 児童・生徒が、発達段階に応じて心の健康について学び、自ら心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を身に付けることができるよう、また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があることを理解し、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、指導の充実を図ること。
- ・ ゲーム等への過剰な参加は習慣化すると依存症となる危険性があることから、インターネットやスマートフォン等の依存に関する正しい知識の普及と、その予防にも触れるこ

と。

（９）感染症予防の取組み

- ・ 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらをふまえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

（10）性に関する指導の充実

- ・ 性に関する指導を通じて、子どもたちが性に関する課題に適切に対応できるよう、府教育委員会が作成した資料を活用するとともに、外部機関等と連携するなど学校の実情に応じ取り組んでいる取組みを充実させ、正しい知識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力や、自己や他者を認め尊重する態度を育成すること。
- ・ 性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けるために、文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導手引き等を積極的に活用するなどし、指導の充実を図ること。
- ・ 性に関する指導を推進する際には、児童・生徒の発達段階をふまえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であり、全教職員の共通理解のもと校内体制を整え、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

（11）AED使用を含めた心肺蘇生実施体制の整備

- ・ 緊急時に備え、すべての教職員が死戦期呼吸等を理解し、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。
- ・ 中学校においては、学習指導要領に基づき、心肺蘇生法などの実習を行うこと。

(12) 学校保健委員会の開催

- ・ 児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）・地域の関係機関等と十分な連携を図るとともに、健康の保持増進に必要な資質や能力を児童・生徒に育成することができるよう、保護者を委員とした学校保健委員会を設置し、年に1回以上開催し、その活用を図ること。

《参考資料》

「大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の活用について」（令和6年10月）大阪府

「大麻等薬物乱用防止教育の更なる充実について」（令和6年2月）大阪府

「薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）」日本学校保健会

「薬害を学ぼう」（令和4年6月改訂）厚生労働省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～」文部科学省（令和5年5月）

令和5年度がん教育係る外部講師派遣について（令和6年5月）大阪府

「水泳等の事故防止について」（令和6年5月）スポーツ庁

「学校における食物アレルギー対応ガイドライン《令和3年度改訂》」（令和4年3月）大阪府
中学生用食育教材「食」の探究と社会への広がり（令和3年3月）大阪府

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月）
日本学校保健会

「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」（平成31年3月）文部科学省

「一人ひとりの生と性 ～『性に関する指導』について～」（平成31年2月）大阪府

「落雷事故の防止について」（平成30年7月）文部科学省

「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（平成30年4月）文部科学省

「学校において予防すべき感染症の解説」（令和5年度改訂）日本学校保健会

「第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」（平成30年3月）大阪府

12 子どもの自主性を尊重した部活動の取組み

各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒が将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむことができる環境が整えられるよう、地域、学校、分野・活動目的等に応じた地域との連携・協働、地域移行等、多様な形で実施されることが必要である。

- ・ 生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組む機会を保障する観点から、休日における地域のスポーツ・文化活動の環境を整えること。その際、生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支える環境の構築を図ること。

【取組み項目】

（１）部活動の取組み

- ・ 部活動の取組みについては、令和4年12月、国「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び令和5年8月、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」を参考にし、「河内長野市中学校における部活動のあり方に関するガイドライン」等に則り、休養日を設ける等、適切に運営すること。特に休日の活動においては部活動指導員等を効果的に活用し活動の充実を図るなど、運営上の工夫を行うこと。
- ・ 市全域を対象とする地域クラブについて、生徒への周知や、学校施設の利用、道具の共用等についての協議、調整等、連携を進めること。

第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育成

13 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進

急激に変化する時代の中で、一人ひとりの児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識した小中高一貫したキャリア教育を推進することが重要である。

- ・ 校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。
- ・ 府主催「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用し、関連する行事に参加するなど、キャリア教育の取組みの工夫を図ること。
- ・ 調査書等進路指導に関する書類の作成にあたっては、組織的な体制のもと適切に行うこと。その際、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用すること。

【取組み項目】

（１）キャリア教育・進路指導の充実

- ・ 児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定できるようにすること。
- ・ 「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」の「アイデアミーティング」や「SDGsジュニアフォーラム」などの取組みを参考に、企業やNPO等地域で働く方々と連携し、ともに地域の課題解決に向かう取組みや、職業講話、職場体験等、実社会とのつながりを感じられる体験的活動を通じて、児童・生徒が働くことの意義や目的を理解できるように創意工夫を図ること。
- ・ 一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供し、適切なアドバイスや支援に努めること。
- ・ 進路未定者の減少に向けた取組みを進めること。また、キャリア教育を通して難しいことにも挑戦することや、粘り強く取り組むことの大切さを伝えるとともに、高等学校等や関係機関と連携し、中途退学を防ぐために、追指導に努めること。
- ・ 進路指導事務に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。
- ・ 「オンライン出願システム」による出願手続

き等について、本システムに係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、遺漏なきよう実施すること。その際、役割分担等を明確にした学校体制を確立するとともに、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理を行うこと。

（２）障がいのある生徒の進路指導の充実

- ・ 障がいのある生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を推進しており、さらには、「高等学校における通級による指導」「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」及び「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等の多様な選択肢があることが生徒・保護者に十分に伝わるよう、できるだけ早期に様々な機会を通じて、情報提供を行うこと。
- ・ 障がいのある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者と学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応すること。

（３）日本語指導が必要な児童・生徒の進路指導の充実〔一部再掲〕

- ・ 当該児童・生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、DLA等により測定した日本語能力に応じて個別の指導計画を作成し、「特別的教育課程」

を実施すること。

- ・ 当該児童・生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁Webページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択のために」等を活用すること。
- ・ 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。その際、各地区の「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、参加を働きかけること。
- ・ 当該生徒の在留資格が「家族滞在」の場合、奨学金の受給や就職、週28時間を超えたアルバイトができない等の制限がある旨を教職員に十分認識させること。
- ・ 高等学校卒業後、日本で就職を希望する外国籍の生徒のうち、在留資格が「家族滞在」である者が「定住者」または「特定活動」へ変更が認められることについて、「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を

有する者の在留資格の取扱いの変更について」等を参考にするなど、国の動きをふまえ、適切に最新の情報を提供すること。

(4) 奨学金制度等の周知・活用

- ・ 高校等授業料無償化制度の改正に関する内容について、教職員が、生徒・保護者に対して必要な情報を提供できるよう努めること。
- ・ 生徒が経済的理由により高校・大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努めるよう指導すること。
- ・ 奨学金等の活用や進路に関する情報交流等について、市の奨学金相談窓口・関係機関との連携に努めるよう指導すること。生徒及び保護者に対して、奨学金制度の趣旨や目的等について十分理解させるとともに、将来返還する意義と責任等についても自覚させるよう指導すること。

《参考資料》

- 「奨学金等指導資料」（令和6年4月更新予定）大阪府
- 「自立活動ハンドブック（中学校版）」（令和4年3月）大阪府
- 「小学生キャリア教育の手引き」（令和4年3月）文部科学省
- 「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」（令和2年9月）大阪府
- 「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」（令和2年3月）文部科学省
- 大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」 <https://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/>
- 「大阪府版キャリア・パスポート」（令和2年1月）大阪府
- 「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」（令和2年1月）大阪府
- 「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」（平成31年3月）大阪府
- 「学校における進路指導について」（平成30年5月）大阪府
- 「中学生キャリア教育の手引き」（平成23年3月）文部科学省
- 「進路選択に向けて」（多言語版、毎年度）大阪府
- <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html>
- 「多言語による学校生活サポート情報」（平成13年3月～）大阪府
- <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html>

14

社会とつながる学習活動の推進

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、課題をみつけ、解決していこうとする力を育むため、探究的な学習の推進に取り組むことが必要である。

- ・ 子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動また特別活動も工夫すること。
- ・ 「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとしてSDGsの実現に向けて探究的に学習する、「2025 年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用すること。

【取組み項目】

(1) 探究的な学習の充実

- ・ 生活や社会における課題等を追究・解決する活動においては、見学や調査等、人々や社会と関わる体験活動を積極的に取り入れ、社会の一員であることを実感できるよう活動を工夫すること。
- ・ 探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。

(2) 主体的に社会に参画する力を育む指導の充実

- ・ 主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合って合意形成を図るような活動を充実させること。また主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会・生徒会・委員会活動等を通じて子どもの自主活動を推進すること。
- ・ 子どもたちがよりよい社会をめざし、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に社会に参画する力の基盤が身につけられるよう、主権者教育の充実を図ること。その際、府が作成した「民主主義など社会のしくみについての教育」の活用にも努めること。

(3) 体験活動の充実

- ・ 生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図ること。
- ・ 体験活動にあたっては、子どもたちが主体的に取り組むことのできる活動を工夫すること。また地域の教材を積極的に活用するとともに、地域の課題に取り組んでいる企業等と連携し、体験を通じての学びに努めること。
- ・ 学校で動物を飼育する場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用し、獣医師と連携して適切な飼育を行うこと。

(4) 「わくわく・ときどきSDGsジュニアプロジェクト」の活用

- ・ 府の「わくわく・ときどきSDGsジュニアプロジェクト」を参考にして、社会や地域の課題の解決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデアミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示により、他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させること。

(5) 環境教育の充実

- ・ 各教科や総合的な学習の時間、特別活動を通じて、環境教育を推進すること。その際、地球規模で生じている環境問題や持続可能な社会の実現について、子どもたち一人ひとりが自分事として捉え、主体的に行動するた

めの意欲や態度を育むこと。そのために、身近な地域の課題について考えることができるよう、地域や関係機関と連携し、環境教育の充実を図ること。

（６）小学生すくすくウォッチ「わくわく問題」の活用

- ・ 小学生すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用し、児童・生徒に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせること。その際、「小学生すくすくウォッチ指導参考資料」等も参考に、課題に対する具体的な解決方法を話し合ったり考えたりするなど、身近な問題から現代社会の諸問題について、探究的な学習を行うこと。

第4章 多様な主体との協働

15

子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携

大阪の子どもたちをめぐる様々な現状に対する支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関、地域関係機関等との連携を図ることが重要である。

- ・ 児童・生徒の状況把握にあたっては、アンケートや1人1台学習者用端末の活用、スクリーニング等を実施するなどし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家との協働により、きめ細かな実態把握に努めること。
- ・ 具体的な支援に取り組むにあたっては、ケース会議等において専門家と共に多角的に見立てを深めること。そのうえで、校内組織において役割分担を明確にして、支援に向けた方針を立てるとともに、必要に応じて支援計画の見直しを図ること。
- ・ 児童・生徒の支援にあたっては、子どもや保護者のニーズを含めた見立てに基づき、必要に応じて福祉等関係機関や警察、地域のNPO等の支援機関との連携を行い、定期的に状況把握に基づいた支援方法の見直しを図ること。
- ・ 児童・生徒のニーズに応じた支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等を活用し、日常的に地域リソースを把握し、各機関との連絡方法等を確認するなど支援体制の構築を行うておくこと。

【取組み項目】

(1) スクールカウンセラーについて

- ・ 相談室での個別面談のみならず、ケース会議におけるコンサルテーションやスクリーニング等の早期対応への関わり、児童・生徒へのいじめ防止教育やSOSの出し方に関する教育を含む自殺などの予防教育等の支援をスクールカウンセラーが行うよう各校での連携を進めること。また、生徒指導に関する会議やいじめ不登校対策委員会への出席、校内や校区のケース会議への参加や、専門性を活かした教職員への助言等についてスクールカウンセラーが担うよう各校での連携を進めること。

(2) スクールソーシャルワーカーについて

- ・ ケース会議等における事前の情報整理や、福祉的観点による見立てや支援をスクールソーシャルワーカーが行うよう各校での連携を進めること。その際、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーと協力しながら関係機関との調整や働き掛け等を行うこと。

(3) スクールロイヤーについて

- ・ 学校が直面している事案の中で、子どもの

最善の利益をふまえた法的な見地からの助言や、深刻化防止に関わる法的な相談については、スクールロイヤーを活用すること。また、教職員対象の研修、児童・生徒を対象とした法的な観点でのいじめ防止教室を実施する場合等に府のスクールロイヤーの活用も検討すること。

(4) 多職種連携について

- ・ 各学校においては、スクリーニングなどにより収集した情報や生徒指導上の課題について、早期の段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家による見立てを深め、多様なプランニングにつなげること。また、深刻化する前に教育委員会に報告し、連携して対応にあたること。
- ・ 地域リソースの情報を各学校で共有するとともに、地域リソースとの連携が必要となる支援の場面や方法等について専門家との連絡会等において深めるよう努めること。

(5) 関係機関について

- ・ 警察や少年サポートセンターとの連携にあたっては、学校・警察相互連絡制度等を活用し、必要に応じて情報交換や相談等を行い、

- 児童・生徒の非行の未然防止やいじめ問題への対応等、生徒指導事案の深刻化を防ぐこと。
- 発達上の課題や心身の健康課題等による医療機関との連携については、保護者との信頼関係を築いたうえで、養護教諭やスクールカウンセラー等とともに、学校で行うべき指導や支援を明確にしながら進めること。
- 子どもの支援のための連携先として把握したNPO法人や子ども食堂等の支援機関については、地域で子どもの見守りが進むよう連携を図ること。
- 各関係機関との連携は、事案発生時のみならず、担当者同士が定期的に情報交換する場を設ける等、日頃からの関係づくりを大切にすること。

《参考資料》

「こども基本法」（令和5年4月施行）

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年2月）

文部科学省

「効果的な児童生徒支援のために～専門家多職種連携のてびき」（令和5年2月）文部科学省

「生徒指導提要」（令和4年12月）文部科学省

「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」（令和3年9月）大阪府

人権教育リーフレット2「子どもの虐待①改訂版」（令和3年3月）大阪府

「大阪府子ども総合計画（第二次大阪府子どもの貧困対策計画）」（令和2年3月）大阪府

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）大阪府

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）文部科学省

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成30年7月）
文部科学省

「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月）文部科学省

人権教育リーフレット9「子どもの虐待②」（平成27年3月）大阪府

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）大阪府

16 教育コミュニティづくりの推進

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校園が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進することが必要である。

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校運営協議会において各校の課題に応じて協議し、地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図ること。
- ・ 教育コミュニティづくりの推進に当たっては、学校や地域の実態等に応じた取組みの継続と充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 教育コミュニティづくりの活性化

- ・ これまでの成果をふまえ、学校支援活動やおおさか元気広場、家庭教育支援など、地域の実態に応じた取組みの継続と充実を図り、活性化に努めること。
- ・ 地域と学校が連携・協働する体制づくりをより一層推進するため学校運営協議会を活用した学校運営体制の充実に努めること。
- ・ すべての学校区で、学校支援ボランティア等の仕組みを活用して、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりを促進し、地域とともにある学校づくりを進めること。

(2) 学校運営協議会の充実

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向け、各小中学校に設置している学校運営協議会の機能を活かし、各学校において学力向上や体験活動、キャリア教育や不登校等、各学校の教育方針や課題解決に向けた教育活動の質的向上を図ること。

(3) 地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実

- ・ 「地域とともにある学校づくり」の視点から、学校運営協議会の成果と課題を整理し、その取組みをさらに充実させること。
- ・ 適切かつ多様な委員の人選や委員の当事者意識を高める工夫等を行い、当該組織の活性化に努めること。

第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

17

働き方改革

各学校の特色や状況をふまえつつ長時間勤務の縮減に向けた取組みを進め、教職員の在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

<ポイント>

- 学校の業務改善方針や計画の策定
- 適正な在校等時間管理の徹底
- 会議等の縮減
- 校長のマネジメント
- 外部人材の活用
- 「全校一斉退庁」「ノークラブデー」等の徹底
- ICTを活用した校務運営の効率化
- 外部機関等との協力
- 労働基準法第36条に基づく協定の締結及び労働安全衛生体制の充実

【取組み項目】

(1) 在校等時間管理について

- ・ 教職員の在校等時間管理については、関係法令及び規則に基づき、適切に行うこと。
- ・ 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等（特に教育職員にあっては給特法第7条に基づく業務量の適切な管理等に関する指針、事務職員にあっては労働基準法第36条）に基づき、適切に行うこと。
- ・ 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みを適切に行うこと。

(2) 部活動の取組み

- ・ 教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

(3) 教育的意義や教育的価値を達成する学校行事の実施

- ・ これまで実施してきた経緯や目的を踏まえ、教育的価値が損なわれることのないよう、十分に留意しながら、真に必要な学校行事となるよう、実施内容等について見直しを行うこと。

(4) 休憩時間について

- ・ 休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。

(5) 労働安全衛生体制の充実

- ・ 労働安全衛生法令に基づき、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、安全衛生委員会等の活性化のほか、職員の意見を聴くための機会を設けるなど、労働安全衛生管理体制をより充実させること。
- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、教職員の勤務時間を客観的な方法等により把握し、時間外在校等時間が月80時間を超えた職員については、本人及び市教育委員会を通じた産業医への情報提供や面接指導等を適切に行うこと。
- ・ ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」（実施する場合）について職員に周知し、ストレスチェックの受検推奨に努めること。
- ・ 教職員の心身の健康増進・メンタルヘルスの予防のために、公立学校共済組合大阪支部

が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」における相談事業（セルフケア・ラインケア）、研修事業及び復職支援事業を積極的に活用すること。

18

教職員の資質・能力の向上

社会が急速に発展し、生成 AI 等の新たな技術が普及しつつある中で、教員は高度な専門職として主体的・継続的に新たな知識・技能の習得に取り組むことが不可欠である。また、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、一人ひとりの教員に応じた研修等の受講奨励などを通じて教員、とりわけ次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

- ・ 「大阪府教員等研修計画」及び研修履歴の記録を活用して、管理職等による研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、日常的な OJT を推進することにより、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。
- ・ 校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。
- ・ 府教育センター、市教育委員会実施の ICT 活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員の ICT 活用指導力の向上を図ること。
- ・ 首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じ、その有効活用を図ること。
- ・ 「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育センターの研修や市教育委員会・校長会主催「リーダー研修」等を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

【取組み項目】

(1) 教職員の豊かな人間性

- ・ 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと。
- ・ 社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図るよう努めること。
- ・ 教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身に付けること。

(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり

- ・ すべての教職員が、法令等の遵守など教育公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図ること。
- ・ 教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

(3) 若手教職員の育成

- ・ 若手教職員の学校運営への参画を促進し、首席・指導教諭等・将来の管理職やミドルリーダーとなる教職員の養成に努めること。

(4) 研修成果の還元

- ・ 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。
- ・ 校内研修においては、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員に、その内容を実践させたり、積極的に研修会の講師として活用すること等により、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。また、指導教諭や社会人講師等を有効に活用すること。
- ・ 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その目的と、研修後の成果が教育活動に還元されていることが保護者等に理解されるよう努めること。

(5) 研修の計画的な実施

- ・ 国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校の課題等をふまえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。
- ・ 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、「大阪府教員等研修計画」や「初任者等育成プログラム」をふまえて、学校との連携を十分に図りながら

その体制づくりを行い、組織的・継続的な育成に努めること。

- ・ 教職経験年数の少ない教員については、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、「自己評価シート」等を活用して計画的に研修を実施すること。また、子どもに寄り添い向き合う学習指導や生徒指導等ができるなど、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。

(6) 教職員全体の指導力向上

- ・ 計画的な研修の実施等に加えて、首席や指導教諭等を活用した日常的なOJTを推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。
- ・ 児童・生徒の情報活用能力の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、府教育センター実施のICT活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。
- ・ 教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターのカリキュラムNAV i プラザによる学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

(7) 女性教職員の登用

- ・ 女性教職員が校務の要や首席・指導教諭等、将来の管理職等を担えるよう計画的な人材育成に努めること。

(8) 評価基準をふまえた適正な評価と教職員の育成

- ・ 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。
- ・ 校長は、年度当初に学校の教育目標や経営方針等の説明を行い、その周知を行うとともに、教職員へのシステムの説明（評価結果が

給与（昇給・勤勉手当）へ反映されることを含む）を行うこと。

- ・ 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果をふまえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- ・ 校長は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導助言を行い、教職員の育成に努めること。また、校長は、被評価者に対し評価結果を年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

(9) 承認研修について

- ・ 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」については、法の趣旨をふまえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- ・ 特に、承認に当たっては、関係通知を参考に、適正な事務手続きをとること。

(10) 次世代育成について

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき策定される「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨もふまえ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援、男性を含めた働き方の見直し等について、年次休暇や子育てのための休暇・休業等の取得促進や育児休業からの復帰支援など適切な対応を行うこと。
- ・ 職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実の申し出があった場合は、当該教職員に対して「個別周知・意向調査書」や「子育て教職員サポートシート」を交付する等、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認する

ための面談等の措置を講ずること。

- ・ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が配偶者の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「配偶者の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。また、「育児休業」についても、男性職員が取得しやすい環境づくりに努めること。

(11) 女性活躍の推進について

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する

る法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」の趣旨をふまえ、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、教職員の働き方改革等を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年次休暇の取得しやすい環境づくりに努めること。

- ・ 教職員の能力育成と資質向上のため、性別に関わらず多様な職務に従事する機会の付与に努めるとともに、育児休業からの復帰支援や研修への参加促進等、女性教職員の意欲向上に努めること。

《参考資料》

「ミドルリーダー育成プログラム」（毎年度）大阪府

「教職員人権研修ハンドブック」（令和6年3月改訂予定）大阪府

「初任者等育成プログラム」（令和6年3月改訂予定）大阪府

「大阪府教員等研修計画」（令和5年3月改訂）大阪府

「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」（令和3年4月）大阪府

「教職員の評価・育成システム 手引き」（令和3年3月改定）大阪府

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）大阪府

「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校編）の策定について」（令和2年10月）大阪府

「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」
（令和2年3月）大阪府

「メンタリング・ハンドブック」（令和2年3月改訂）大阪府

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年12月）
大阪府

「次世代を担う教員の育成のために」（平成18年7月）大阪府

教育公務員特例法第22条第2項

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月）

19

学校の組織力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

- ・ 学校運営にあたって、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。
- ・ マネジメントを進めるにあたっては、目標を明確にし、教職員の心理的安全性を確保するとともに、教職員一人ひとりの良さが発揮できるよう、経歴・背景の多様性を考慮すること。

(関連する校内組織体制)

- ⇒○学校教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実
 - 学力向上に向けた組織的な取り組み
 - 不登校、ヤングケアラーやいじめ・暴力行為等への対応
 - 子どもたちの生命、身体を守るための相談体制
 - 災害、感染症等への対応

【取組み項目】

(1) 機能的な学校運営

- ・ 教職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、組織的・協働的に取り組むように努めること。
- ・ 機能的な学校運営を進めるために、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

(2) 学校評価の充実

- ・ 学校運営の改善に当たっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすよう努めること。

- ・ 児童・生徒の実態等をふまえた実効性の高い計画に基づく教育実践を行うために、PDCAサイクルに基づいた学校経営を推進すること。
- ・ 学校評価の実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図るなど、その実効性を高めるよう努めること。
- ・ 評価結果等については、学校のWebページでの公表等、保護者等に対して周知を図ること。

(3) 法定表簿等の適正な記載

- ・ 法定表簿等(指導要録抄本、調査書を含む)に関する事務及び証明書交付事務を適切に行うこと。
- ・ 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、児童・生徒の名前等は原則として指導要録に基づき記載すること。

20

不祥事の防止

公立学校の教職員は、公教育の場であって、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて、取り組むことが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」や過去事例、その他の関係資料等を活用し、校内研修において教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けるなど、一層の服務規律の確保を図ること。
- ・ 特に、教育職員等による児童生徒性暴力等については、法律や国・府・市の指針に基づき防止に向けた取組みを行うこと。
- ・ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに市教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- ・ 児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

【取組み項目】

（１）児童・生徒に対する性暴力等について

- ・ 児童・生徒を守り育てる立場にある教員は、公務員として、児童・生徒への性暴力等は絶対に行ってはならない。児童・生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害児童・生徒が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となることを周知すること。
- ・ たとえ、わいせつな行為に至らなくても、性的な言動（わいせつな発言、不要な身体接触等）やSNS等による私的なやり取りを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われることがあることを周知すること。

（２）飲酒運転について

- ・ 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。
- ・ 飲酒運転を行った教職員に対しては、「職

員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とされる旨を周知すること。

- ・ 飲酒運転を容認・黙認した教職員に対しても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- ・ なお、令和6年11月から道路交通法改正に伴い、自転車による飲酒運転及びながら運転等が厳罰化されたことから、併せてその旨周知を行うこと。

（３）服務監督について

- ・ 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員として、保護者・地域から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
- ・ 休暇等の承認に当たっては、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義をふまえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導

すること。特に短期介護休暇、子の看護休暇、勤務時間の割振り、配偶者の出産休暇及び配偶者の育児参加休暇についても適正な運用を行うこと。また、病気休暇については、関係通知等を参考に、より一層厳正な運用を行うこと。

- ・ 部活動指導等に従事した場合の教員特殊業務手当の支給に当たっては、支給要件をふまえ、適正な運用を行うこと。
- ・ 職務専念義務に違反した者、休暇等を不正に取得した者及び教員特殊業務手当を不正に受給した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(4) 通勤について

- ・ 職員の自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、適正な認定事務を行うこと。
- ・ 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給にあたる場合もあることから、厳に慎むこと。
- ・ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認については、関係通知を参考にし、適正な確認を行うこと。
- ・ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(5) 兼職・兼業について

- ・ 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。
- ・ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっては、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- ・ 兼職・兼業に定める法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(6) 教職員の服務規律の確保について

- ・ 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、市教育委員会に報告すること。

(7) 適正な旅費申請について

- ・ 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、適法な旅行命令により行われた出張に要した交通費、車賃、宿泊料等について当該出張をした職員に支給するものであり、交通手段等の虚偽申請による旅費の不正受給においては厳に慎むこと。
- ・ 旅費の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

《参考資料》

「教科書採択における公正確保の徹底等について」（毎年）

「教職員の綱紀の保持について（通知）」（令和6年7月）大阪府

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月）
文部科学省

「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」（令和4年3月改正）
大阪府

「通勤手当不正受給防止の徹底について」（令和3年8月）大阪府

「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（令和3年3月改正）大阪府

「通勤手当の事後の確認について」（令和5年9月改正）大阪府

「児童・生徒に対する性暴力等の禁止の徹底について（通知）」（令和6年8月）

「児童・生徒に対するわいせつ行為等の防止に係る指導の徹底について（通達）」（令和4年9月）大阪府

「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通知）」（令和2年12月）大阪府

「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例（改訂版）》」（令和6年3月改訂）大阪府

「通勤手当の支給方法について」（令和2年2月改正）大阪府

「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和6年3月）大阪府

「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」（令和6年3月改正）大阪府

「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」（平成28年3月改正）大阪府

「通勤認定の取扱いについて」（令和6年3月）大阪府

「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（令和6年10月）大阪府

「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月改正）大阪府

21 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、その防止・根絶に向けて実態把握や相談体制の充実等組織的に取り組む必要がある。

- ・ 防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。
- ・ 児童・生徒を精神的に追い詰めることにつながる必要のない注意や過度の叱責を繰り返さないこと。
- ・ 児童・生徒や保護者に、確実に校内及び校外の相談窓口の情報が伝わるよう工夫すること。
- ・ 体罰やセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等が生じた際には、被害児童・生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに市教育委員会及び関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。

【取り組み項目】

(1) 体罰防止の取り組み

- ・ 児童・生徒に体罰を加えることは、児童・生徒の人権を侵害する行為であり、教員としての指導力の不足を表していることを十分に認識させること。
- ・ 体罰は、学校教育法第11条において禁止されているだけでなく、傷害、暴行等の刑法犯罪であり絶対に許されないことであることを認識させること。
- ・ 各校において、児童・生徒理解に基づく指導のあり方等について理解を深めるための研修を実施する等し、児童・生徒の問題行動に対して体罰に頼らない適切な指導に努めること。
- ・ 指導が困難な児童・生徒の指導を特定の教員だけに任せきりにしないようチームによる支援体制を構築すること。
- ・ 先入観や憶測による指導、また自分本位の指導観や画一的な指導に陥ることなく、他の教職員と連携して指導にあたること。
- ・ 指導等を行う際には、できるだけ密室となるような場所を避けるとともに、可能な限り複数の教員で行うよう努めること。

(2) セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為等性暴力行為の防止の取り組み

- ・ 関係法令等の施行をふまえ、児童・生徒に

対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害であり性暴力であること、また、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになることを教職員により一層認識させること。

- ・ 教職員と児童・生徒との関係においては、対等ではなく指導する立場であり、その影響力は強いものであることを自覚し、児童・生徒とのメールやSNS等の使用、または直接2人きりで会うなど、指導に関係のない私的なやりとりは行わないこと。
- ・ 「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであることを教職員に十分認識させるとともに、教育活動における自らの行動を常に振り返らせること。

また、児童・生徒間で「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることなどがあるときは、適切に指導すること。

- ・ 定期健康診断等の実施に当たっては、「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価・点検を行うこと。とりわけ、障がいのある児童・生徒においては、指導や介助方法における留意点の再点検を行うこと。

- ・ セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為が生起した場合には、二次被害を起こさないよう配慮しながら事実確認を丁寧に行い、被害者の立場に立った事象の解決を図ること。また、背景・要因を分析し、校内研修や組織体制の見直し等、再発防止につなげること。併せて、児童・生徒に対しては、「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省）の資料等を活用するなどにより、自身の身体や心を大切にする教育を充実させること。
- ・ 教職員と児童・生徒との不適切な交際については、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨周知すること。

《参考資料》

- 「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について」（令和4年9月）大阪府
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について」（令和5年7月改訂）文部科学省
- 「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」（令和3年7月）大阪府
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和5年7月改訂）大阪府
- 「不祥事予防に向けて 自己点検 《チェックリスト・例》〈改訂版〉」（令和2年3月）大阪府
- 「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）大阪府
- 「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）大阪府
- 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年10月）大阪府
- 「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」（令和3年12月改訂）大阪府
- 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改訂）大阪府
- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）文部科学省
- 「セクシュアル・ハラスメント防止のために一障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点ー」（平成22年11月）大阪府
- 「体罰防止マニュアル」（改訂版）（平成19年11月）大阪府
- 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A集」（平成15年3月）大阪府

22 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメント行為は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

- ・ 職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。
- ・ 校内の相談体制の整備に努め、教職員の相談窓口の周知を図ること。また、窓口の担当者を中心に、普段から話しやすい体制を整えること。
- ・ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。
- ・ 管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。
- ・ 万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。

【取組み項目】

(1) ハラスメントの未然防止

- ・ 管理職は、自らの職務上の権限を認識し、ハラスメントに対する正しい認識を十分にもち、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、指導や助言に当たっても誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- ・ 教職員一人ひとりが、校内研修等を通じて、ハラスメントの防止に対する理解を深めること。
- ・ ハラスメントは信用失墜行為、全体の行為者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがあることを認識しておくこと。
- ・ 職場の人間関係がそのまま維持される職場以外の場所（出張先、通勤、出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等）での行為もハラスメントに含まれることを十分理解させること。

(2) 良好な勤務環境の維持

- ・ ハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- ・ 管理職は、ハラスメントとみられる言動を見かけたときは、職場の構成員として注意を促すよう教職員に周知すること。
- ・ 管理職は、被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じるよう教職員に周知すること。

(3) 校内相談窓口の周知と適切な対応

- ・ 相談員には、管理職以外の教職員を入れるとともに年齢や性別に偏りがないようにすること。また、相談員へ聴き取りをする場合は相談者と同姓の教職員が同席するなど、相談者が相談しやすい環境をつくること。
- ・ 管理職は校内のハラスメント相談窓口の相談体制等を充実させなど窓口が機能するように努めること。
- ・ 管理職はハラスメントの防止及び対応に関する指針や取組みについて定期的に周知、啓発すること。

23 「指導が不適切である」教員への対応

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために校長と市教育委員会が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

- ・ 校長は授業観察あるいは児童・生徒等や保護者からの意見・苦情等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、教員に対する適切な指導・助言、校外研修へ参加させる等、適切に対応すること。
- ・ 新規採用教職員については、丁寧な指導・育成を図るとともに、そのうえでなお、対応が不適切である教職員に対しては、条件付採用の趣旨をふまえ厳格に対応すること。

第6章 学びを支える環境整備

南海トラフ地震等の自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、学校の実態に応じて、子どもたちの命を守るための安全確保や安全管理を行う必要がある。特に、大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、学校が地域住民の避難先となることもあるため、日頃から地域と連携し、学校の体制を整えておくことが重要である。

また、学校管理下における事故を未然に防ぐため、子どもたち自らが日常生活全般におけるさまざまな危険に気づき、適切に判断し、安全に行動できる資質・能力を育成する必要がある。

- ・ 地域や学校の実情をふまえて作成する危機管理マニュアル等については、避難訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓等を基に、常に見直し、改善を行うこと。
- ・ 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化や、運転中の携帯電話使用（ながら運転）の禁止が法定化されたことから、警察等と連携し、自転車利用に関する交通安全の指導の徹底を図ること。

【取組み項目】

（１）学校安全計画の策定

- ・ 「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定すること。
- ・ 策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組み状況等をふまえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の３領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。
- ・ 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。
- ・ 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する。とともに、自らが支援者となる観点をふまえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。
- ・ 避難経路上や防火扉・防火シャッターの前等に物が置かれていないかなどの確認を定期的実施すること。

（２）安全確保・安全管理の徹底

- ・ 子どもの命が脅かされる事象が生起していることをふまえ、学校内外において授業中のもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- ・ 各学校において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるようにすること。

（３）学校事故対応の徹底

- ・ 学校事故等の未然防止のために、各校において定める安全点検を定期的に行うこと。
- ・ 学校管理下において事故等が発生した場合には、児童・生徒の安全の確保を最優先に、危機管理マニュアル等に基づき、迅速かつ適切な対応を行うとともに、事後においては、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証・見直しを行い、再発防止の対策を講じること。

(4) 緊急事態への対応

- ・ 万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成するとともに、アクションカード等を活用するなどの工夫をしながら、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を整えること。また、実効性のあるマニュアルとなるよう、適宜点検・見直しを行うこと。
- ・ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

(5) 地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理

- ・ 学校内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校の安全管理体制の充実をはじめ、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった児童・生徒の安全確保のための方策を講じること。とりわけ、児童の登下校時については、平成30年6月に関係閣僚会議において取りまとめられた「登下校防犯プラン」の趣旨をふまえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた対策を講じること。
- ・ 登下校時における児童・生徒の携帯電話等の所持は非常時の連絡や所在の把握等安全等の観点から有効性が認められるため、その取扱いについて配慮するよう努めること。その際、「河内長野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」をふまえ、保護者との連携を図り、教育活動に支障が出ないよう進めること。

(6) 安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化

- ・ 児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図ること。特に、児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むようにすること。その際、府教育委員会が作成した資料や市内のSPS(セーフティ・プロモーション・スクール)認証校の取組み等を参考に活用するなど、取組みの充実に努めること。
- ・ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。
- ・ 児童・生徒・保護者に対し、大阪府自転車条例において、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられていることを周知するとともに、PTAと連携するなどし、全児童・生徒の保険加入を促進すること。
- ・ 道路交通法の一部改正に伴い、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務であること、運転中の携帯電話使用(ながら運転)の禁止が法定化し、罰則が強化され、2年後には、自転車の交通反則通告制度が16歳以上に適用されることを、児童・生徒・保護者に周知するとともに、ヘルメット着用の必要性について、理解促進に努めること。
- ・ 警察と連携した交通安全教室を開催するなど、交通安全教育の徹底に努めること。
- ・ 送迎バスにおける置き去り事象が生起していることをふまえ、学校において、児童・生徒の通学や校外学習等で自動車やバス等を運用する際、「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」のマニュアルを参考とするとともに、国の動向や通知をふまえた安全管理の徹底に努めること。

《参考資料》

- 「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（令和5年3月）大阪府
- 「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和5年7月）大阪府
- 「自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について」（令和6年10月）大阪府
- 「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」（令和3年6月）大阪府
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について（令和3年6月）大阪府
- 「学校における防災教育の手引き（改訂2版 補訂版）」（令和元年6月改訂、令和3年3月補訂）大阪府
- 「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）文部科学省
- 「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（平成31年3月）大阪府
- 「『登下校防犯プラン』について」（平成30年7月）大阪府
- 「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月）文部科学省
- 学校保健安全法（平成27年6月改正）
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）文部科学省
- 「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」（平成23年3月）文部科学省
- 「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（令和6年3月）文部科学省